

# 中山の園改築等工事設計業務 簡易公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 7 年 10 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 業務概要

- (1) 業 務 名 中山の園改築等工事設計業務
- (2) 業務内容 中山の園の改築等に係る基本設計及び実施設計業務
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 15 日（月）

## 2 参加表明書の提出者に要求される資格

### (1) 単体企業

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 岩手県の令和 6・7 年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録され、意匠を申請業務としている者で、岩手県内に本店を有すること。

オ この公示をした日から技術提案書の提出期限の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名（以下「指名停止等」という。）の措置を受けていない者であること。

カ 一級建築士が 5 名以上在籍すること。

キ 平成 27 年 4 月 1 日以降に、元請として、延床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築、改築又は増築工事に係る設計業務を行った実績を有すること（延床面積は 1 棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として行った設計業務については、出資比率が 20 パーセント以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に当該共同企業体の代表となった構成員の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。

ク 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者（業務の成果品の品質を維持、確保するため業務をつかさどる者をいう。以下同じ。）として 1 に示した業務に配置することができること。

(ア) 一級建築士

(イ) 参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。

(2) 共同企業体

ア 2者の構成員からなる任意に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第の規定に該当しない者であること。

(イ) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(ウ) 民事再生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(エ) 岩手県の令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録され、意匠を申請業務としている者であること。

(オ) この公示をした日から技術提案書の提出期限の日までの間に、岩手県から指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 構成員のいずれかは、岩手県内に本店を有する者であること。

エ 共同企業体の代表となる構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 一級建築士が5名以上在籍すること。

(イ) 平成27年4月1日以降に、元請として、延床面積が2,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事に係る設計業務を行った実績を有すること（延床面積は1棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として行った設計業務については、出資比率が20パーセント以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に当該共同企業体の代表となった構成員の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。

(ウ) 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者として1に示した業務に配置することができること。

a 一級建築士

b 参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。

(エ) 構成員のうちで出資比率が最大であること。

オ 共同企業体の代表とならない構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 一級建築士が2名以上在籍すること。

(イ) 令和27年4月1日以降に、元請として、延床面積が1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事に係る設計業務を行った実績を有すること（延床面積は1棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として行った設計業務については、出資比率が20パーセント以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に当該共同企業体の代表となった構成員の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を設計業務の

実績として認めるものとする。))。

(ウ) 出資比率が 20 パーセント以上であること。

### 3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者の能力

同種業務の実績

(2) 配置を予定する技術者の能力

ア 資格及び経験

イ 同種業務の実績

ウ 委託業務成績

### 4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の提出者の能力

同種業務の実績

(2) 配置を予定する技術者の能力

ア 資格及び経験

イ 同種業務の実績

ウ 委託業務成績

(3) 業務の実施方針及び手法

ア 業務内容の理解度及び業務に対する取組意欲

イ 業務の実施方針の的確性、独創性及び実現性

ウ 技術提案の的確性、独創性及び実現性

### 5 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県県土整備部建築住宅課施設整備担当

電話番号 019-629-5956

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間 令和 7 年 10 月 14 日 (火) から

イ 交付方法 岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) に掲載する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 7 年 10 月 30 日 (木) 午後 5 時

受付期間は、令和 7 年 10 月 14 日 (火) から同月 30 日 (木) までの岩手県の休日に関する条例 (平成元年岩手県条例第 1 号) に規定する県の休日 (以下「休日」という。) を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所 (1) の場所

ウ 提出方法 持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。ただし、郵送の場合は、アの提出期限までに到達したものに限り受け付ける。

(4) 技術提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 7 年 12 月 9 日（火）午後 5 時

受付期間は、令和 7 年 12 月 3 日（水）から同月 9 日（火）までの休日を除く  
日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所 (1) の場所

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、アの提出期限までに到達したものに限り受け付ける。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 113 条第 1 項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第 112 条第 1 号又は第 2 号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(5) 技術提案書に関するヒアリング 行う。

(6) その他 詳細は、説明書による。